

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

土佐清水市長 程岡 庸

市町村名 (市町村コード)	土佐清水市 (392090)	
地域名 (地域内農業集落名)	旧下ノ加江町 (立石・布・東谷・大川内・大八)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

農家数:14戸、中心経営体:6戸、耕地面積:約32ha、主要品目:水稲、ナバナ、シトウ、らっきょう、ショウガなど

【地域の課題】

・高齢化が進み、後継者がいない ・有害鳥獣による農作物への被害が大きい ・耕作放棄地が増えている ・農地が小さい

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域は一定数の農家はいるものの、高齢化や担い手不足の課題を抱えており、荒廃農地が増加傾向にある。そのため、担い手対策、耕作放棄地の対策のため地域出身のUターンやIターンの移住者など新たな担い手を増やす必要がある。

その他にも補助制度を活用して、農業用施設の維持管理、耕作放棄地の減少や有害鳥獣対策として防護柵の設置を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	60 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

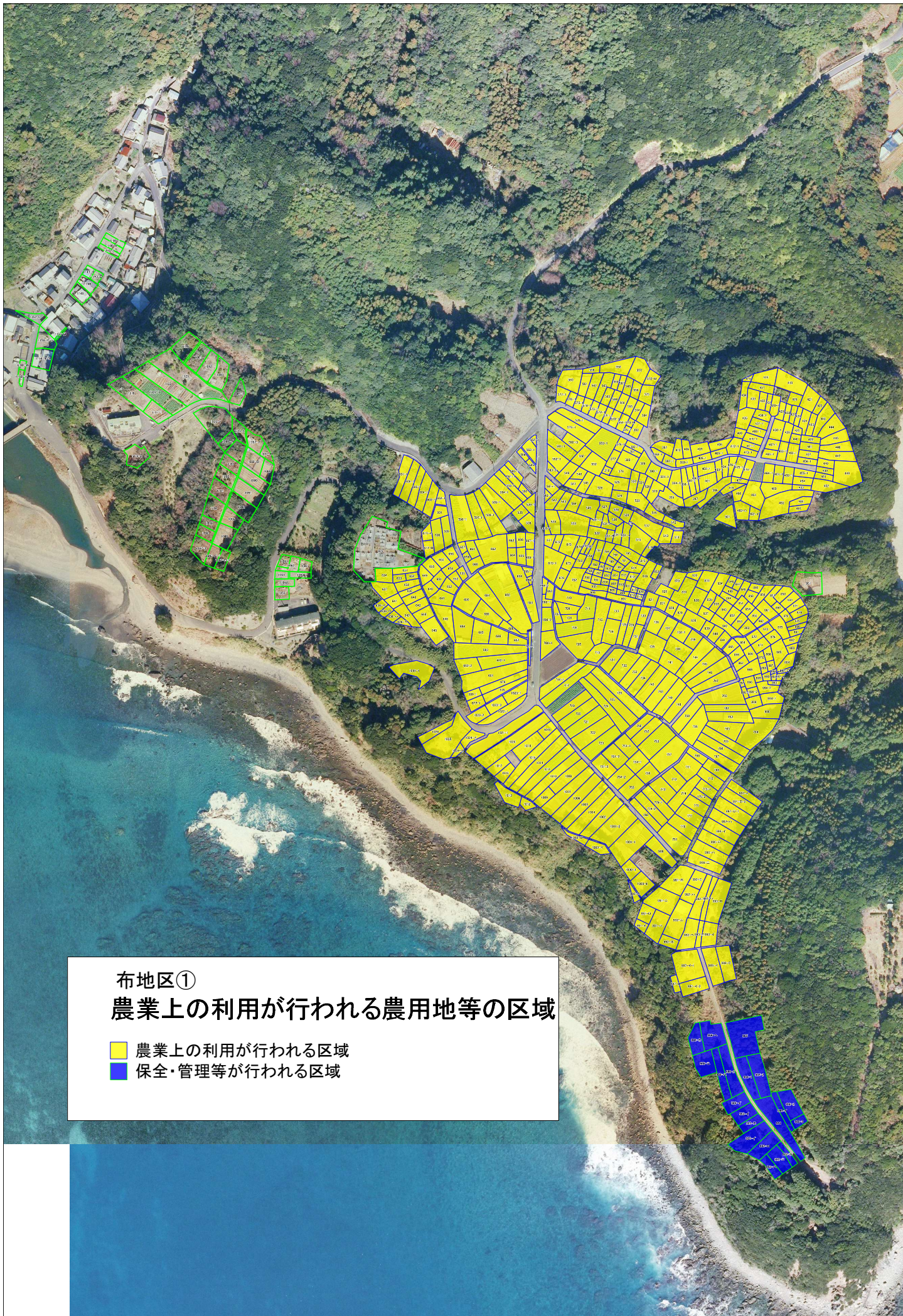
(1)農用地の集積、集約化の方針
・地区の農地に関しては、中心経営体に集約を行う。 ・農地の貸し借りについては、特定作業受委託書等、書類での契約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特になし
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内での営農、中心経営体への集積・集約を行いやすくなるように、基盤整備の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外からの農業者・新規就農者(移住者含む)の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策:補助金・交付金等を活用し、金網・電柵等の設置を行う。
- ②有機・減農薬・減肥料:耕作放棄地の防止のため、耕作してくれるのなら有機農業でも可。
- ⑦保全・管理等:補助金・交付金等を活用し、地域の農道・水路の保守を行う。

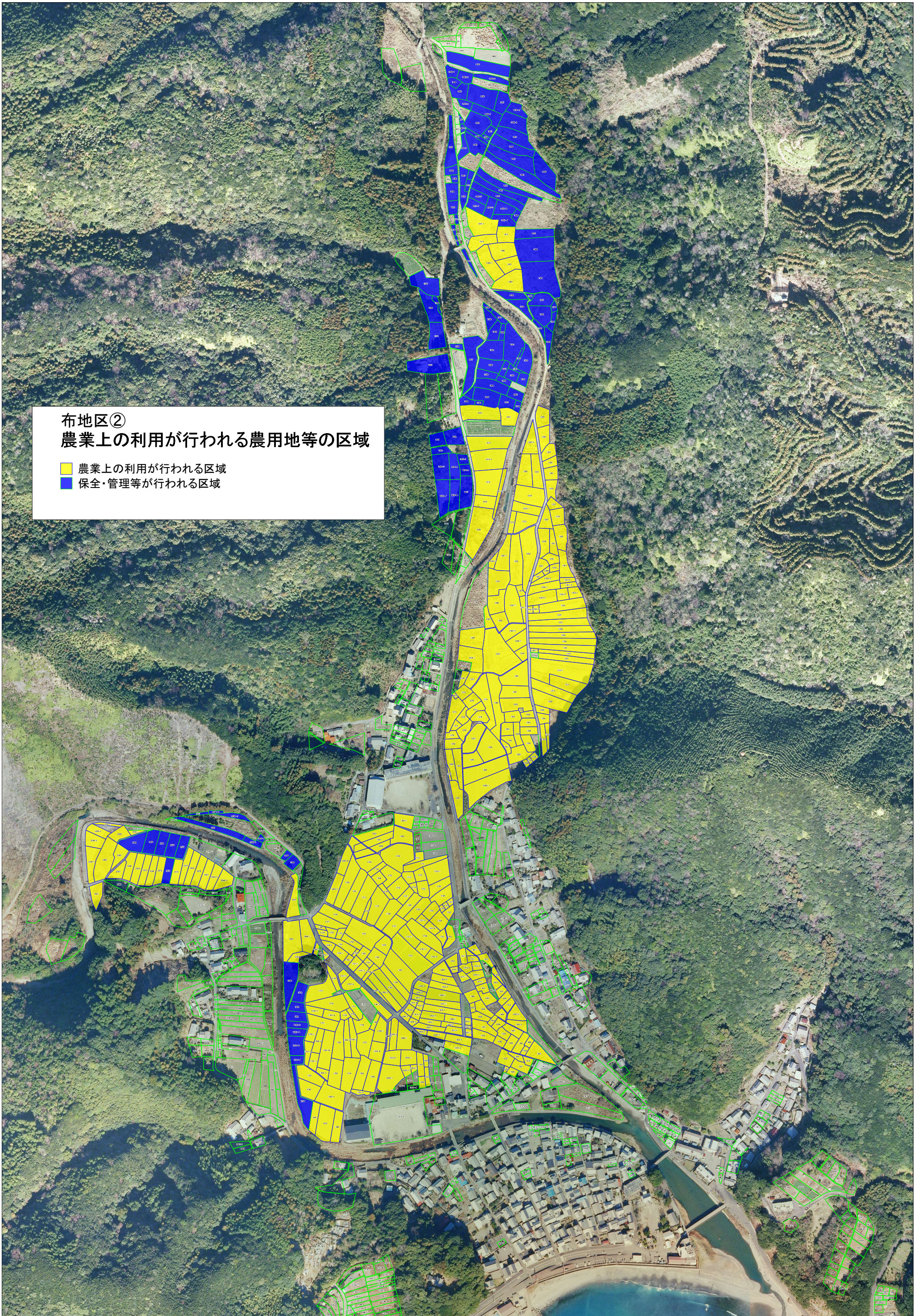


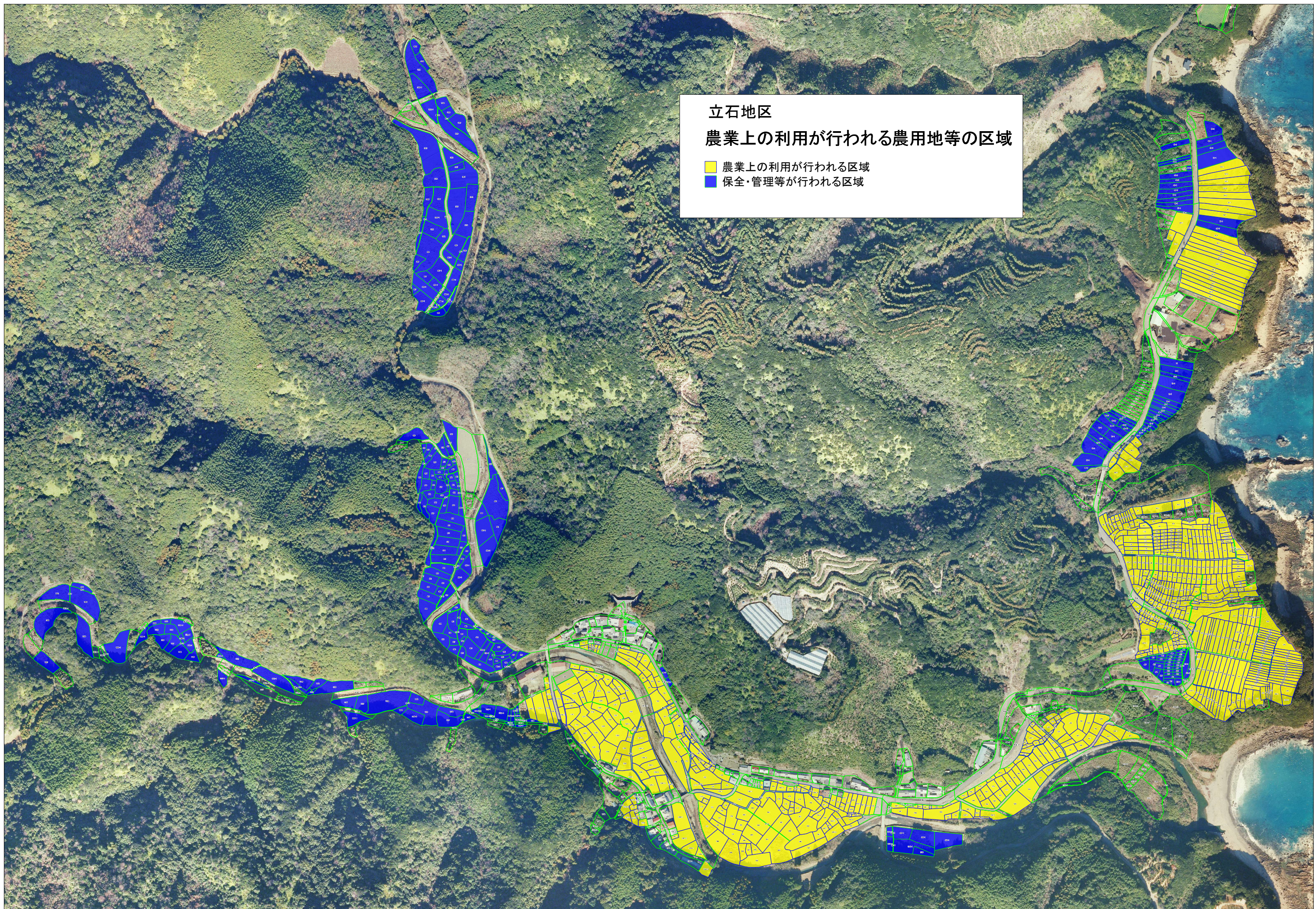
布地区①
農業上の利用が行われる農用地等の区域

- 農業上の利用が行われる区域
- 保全・管理等が行われる区域

布地区②
農業上の利用が行われる農用地等の区域

- 農業上の利用が行われる区域
- 保全・管理等が行われる区域





立石地区
農業上の利用が行われる農用地等の区域

- 農業上の利用が行われる区域
- 保全・管理等が行われる区域